

## 答 申

### 【諮問件名】

公職選挙法で規定されている選挙人名簿の個人情報を鳥取県民参画基本条例に基づき県民投票を実施する鳥取県に外部提供することの可否について

#### 1 審査の経緯

米子市選挙管理委員会(以下「実施機関」という。)から平成 2 5 年 9 月 6 日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

#### 2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 8 条第 1 項において、実施機関は原則として保有個人情報の外部提供をしてはならないこととされており、その例外となる場合について同条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げられている。本件諮問に係る外部提供(以下「本件外部提供」という。)については、条例第 8 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当しないため、同項第 6 号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうかの問題となる。

本件外部提供は、鳥取県において鳥取県民参画基本条例(平成 2 5 年鳥取県条例第 3 号。以下「基本条例」という。)に基づく県民投票(以下単に「県民投票」という。)が実施される際に、県民投票の投票資格者、すなわち公職選挙法(昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号)に規定されている選挙人名簿に登録された選挙人に係る個人情報を鳥取県に対して提供するものである。具体的には、選挙人の住所、氏名、生年月日、性別、選挙権の欠格事項の有無、転出先及び転出(予定)日である。

本件外部提供の対象となる個人情報は、選挙人という非常に多数の個人に関するものである。また、そこには選挙権の欠格事項の有無という通常他人に知られたくないと思われる情報も含まれている。仮にこのような個人情報が漏えいし、それを悪用されるようなことがあれば、被害が広範囲に及んだり、個人の権利利益が著しく侵害されたりする可能性も否定できない。

したがって、実施機関は、本件外部提供をすることの公益性あるいは必要性と、提供した個人情報の管理方法等を厳格に審査し、本件外部提供により個人の権利利益が不当に侵害されることがないように、行政機関として適切かつ慎重な対応をとる必要がある。

### 3 個人情報の外部提供に係る公益性・必要性

鳥取県は、平成25年3月に常設型住民投票制度となる県民投票の規定を盛り込んだ基本条例を制定した。

県民投票は、知事と県議会が政策を巡り膠着状態に陥った場合などに、特に重要な施策に関する事項等について、鳥取県内の市町村の選挙人名簿に登録されている選挙人の10分の1以上の請求又は知事若しくは県議会の発議により実施される。この県民投票は、県政の重要事項に関し、その判断を県政の主人公である県民に委ね、県民の意思を正しく県政に反映させることを目的としており、知事と県議会議員という二元代表による間接民主主義の補完としての直接民主主義を機能させる性質を有し、県民の県政参画の機会を制度的に保証するものである。当審査会は、地方政治におけるこのような住民参画制度は極めて高度の公益性を有するものと考ええる。

県民投票が上記のような性質を有していることから、その手続きは二元代表の選任手続きである公職選挙と同様に行われるべきであるとの趣旨から、基本条例第13条において、投票資格者についても公職選挙と同様、「県内の市町村の選挙人名簿に登録されている者で、知事及び県議会の議員の選挙権を有するもの」と定められている。鳥取県は、県民投票を実施するにあたり投票資格者を確認しなければならないが、公職選挙法により選挙人名簿は市町村の選挙管理委員会が調製・保管することとされているため、県内すべての市町村の選挙管理委員会からそれぞれが保有する選挙人名簿に登録されている選挙人の個人情報を取得する必要がある。そこで、実施機関は、本件外部提供により、実施機関が保有する選挙人の個人情報を鳥取県に提供しようと考えている。

公職選挙法第28条の3第1項には、「統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治または選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要」とされる場合には、「市町村の選挙管理委員会は選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない」と規定されている。県民投票は、県政に係る県民の意見を集約する行為であるが、県政の重要事項を直接決定するものではなく、その最終決定は、県民投票の結果を尊重しつつ知事や県議会の判断により行われることとなる。この点において、県民投票は当該最終決定を行う上での参考とすべき一種の世論調査であると考えられる。このため、鳥取県は、公職選挙法第28条の3第1項の規定により県内市町村の選挙人名簿を閲覧し、選挙人に係る個人情報を取得することも考えられなくはない。

しかし、選挙人名簿の閲覧制度により閲覧した個人情報は手書きで書き写すしかなく、県内約48万人の選挙人についてこれを行うことは膨大な作業である上、県民投票の投票日当日までの選挙人名簿の内容に係る抹消等の変

更を把握する必要があることから、現実的には鳥取県が選挙人名簿の閲覧制度を利用して県民投票の実施に備えることは困難である。

また、自己の情報を自分でコントロールするという権利を念頭に置いたとき、保有個人情報の外部提供は本人の同意のもと行われるのが基本であると考えられるが、本件外部提供の対象となる個人情報は、選挙人名簿に記載されている選挙人という非常に多数の個人に関するものであるため、すべての選挙人から同意を取るとは実際には困難であると言わざるを得ない。

以上のことから、実施機関が鳥取県において県民投票を実施することを目的として本件外部提供を行う公益性及び必要性は、極めて高いものであると認められる。

#### 4 個人情報の保護対策

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の外部提供は慎重に行われるべきであり、外部提供をされた個人情報の利用及び保管・管理が適正に行われることが不可欠である。

本件外部提供の相手先となる鳥取県は行政機関であり、個人情報の保護については鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に定められている。具体的には、個人情報の目的外利用及び外部提供の原則禁止、個人情報の適正管理、不要になった個人情報の適正廃棄、職員の守秘義務、個人情報の不正な取扱いに係る罰則などが規定されている。また、本件外部提供の対象となる個人情報は、最終的に「投票人確認名簿」という書類に記載された状態で鳥取県に提供されることとなるが、実施機関の説明によれば、この「投票人確認名簿」は鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）により5年保存とされ、保存期間が満了した際には溶解処理により廃棄されることである。

このことから、鳥取県においては、行政機関として個人情報を適正に利用し、かつ保管・管理する上での原則が明確にされており、個人情報を保護するための安全対策上の措置が施されていると認められる。

よって、本件外部提供により提供された個人情報は適正な取扱いがなされ、その安全性は確保されるものと思料される。

#### 5 個人情報の外部提供の可否（結論）

上記のとおり、本件外部提供の目的は、鳥取県において県民投票を実施することにある。県民投票の実施により、その結果が県政に反映され、県民の県政参画の実現が図られることが期待されることから、本件外部提供の公益性は極めて高いものである。

さらに、本件外部提供は、鳥取県において県民投票の投票資格者を確認す

るために必要かつ不可欠なものであると認められる。

また、鳥取県に提供された個人情報に係る保護対策についても適正であり、個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと判断する。

よって、当審査会は、本件外部提供について可と認める。

## 6 付言

本件外部提供は、保有個人情報の外部提供の原則禁止の例外を規定している条例第8条第1項第1号から第5号までに該当しないため、本件外部提供の可否について、実施機関が同項第6号の規定により当審査会に諮問したことは、条例上の手続きとして当然である。そして、その該当性の有無は、当審査会の意見を聴いて最終的に実施機関が判断することとなる。

しかしながら、本件外部提供の対象となる選挙人に係る個人情報は、非常に多数の個人に関するものであり、かつ、センシティブな情報を含んでいる。このような個人情報の外部提供を、事前に本人に知らせることなく条例第8条第1項第6号を根拠として実施機関において決定することが真に適当であるかどうか、当審査会としては疑義がある。

そこで、当審査会は、今後このような案件が生じた場合には、当該案件に係る外部提供が保有個人情報の外部提供禁止の例外となる何らかの規定を、米子市個人情報保護条例又は当該案件に係る個別の米子市条例に設けることも検討されるよう要望する。米子市においてこの手続きを踏むことにより、広く市民に対し、より明確に、当該案件に係る外部提供の妥当性について示すことができると考えるものである。

## 別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成25年9月6日	・実施機関から審査会に対して諮問
平成25年10月10日 (本件に係る審査会第1回目)	・実施機関による諮問内容に係る口頭説明及び質疑応答 ・審議
平成25年10月31日 (本件に係る審査会第2回目)	・審議
平成25年11月15日 (本件に係る審査会第3回目)	・答申の検討
平成25年11月25日	・答申の決定